

Q&A行政不服審査法

添田徹郎 = 駒崎 弘

2015年8月発売 / 171頁 / 本体1600円+税



編集
担当者
から

Q: この本はどんな本ですか？

A: 2014年に全部改正された行政不服審査法を、Q&A形式でわかりやすく解説した本です。

Q: この本の特徴は？

A: 実際の手続の流れに沿った章立てと、総務省の立案担当者のお二人による正確でわかりやすい解説です。巻末の参考資料では、審査請求先に特別の定めがある法律や、再調査の請求・再審査請求の定めがある法律等、手続を行う際に役立つ情報がまとめられています。

Q: どんな人にオススメですか？

A: 丁寧かつ網羅的な解説がされていて、読みやすいページづくりになっているので、一から行政不服審査法を学びたい方にオススメです。今号の特集でわからない点・気になる点があったという方も、ぜひ本書でその疑問を解消してください。

以上、本書の魅力を、本書にならってQ&A形式でまとめました。Q&A形式ってわかりやすい！と感じた方は、本書や、他のジュリストボックスをぜひ一度手に取ってみてください。(A/U)

Point!



わかりやすく、読みやすく、不服申立手続を理解できるような本を目指しました！

1. 不服申立ての種類

Q.

06

〔不作為申立て〕

改正審査法に基づく不服申立てには、どのような種類がありますか。

改正審査法においては、処分庁（処分をした行政庁）や不作為庁（不作為に係る申請を受けた行政庁）に上級行政庁があるか否か等にかかわらず、「審査請求」が不服申立ての原則となります（図2）。

旧行審査法では、処分庁又は不作為庁（以下「処分庁等」といいます。）以外の行政庁に対してする不服申立てを審査請求、処分庁等に対してする不服申立てを異議申立てと位置付け、処分については、原則として、処分庁に上級行政庁があるときは審査請求、上級行政庁がないときは異議申立てを、不作為については、不服申立人の選択により異議申立てか審査請求のいずれかをすることができていました。

しかし、両者で手続保障水準に違いがあることは適当でないこと、また、原則となる不服申立ての種類が複数あるのは分かりにくいことから、改正審査法は、原則となる不服申立てを「審査請求」に一元化しました。

ただし、個別の法律に特に定めがある場合には、審査請求をする前段階の不服申立てである「再調査の請求」（Q09参照）や、審査請求の裁決を経た後の不服申立てである「再審査請求」（Q10参照）をすることができるとしています。

図2. 改正審査法と旧行審査法の不服申立構造の比較（処分についての不服申立て）

旧行審査法

処分

異議申立て (処分時) 60日 (訴) / 60日 (訴)

審査請求 (処分以外の行政庁・上級行政庁に不服申立て) 60日 (訴)

再審査請求 (裁判で決定した処分時) 60日 (訴)

訴訟

改正審査法

処分

再調査の請求 (処分時) 3月 (訴) / 3月 (訴)

審査請求 (裁判による処分時・上級行政庁がある場合は処分時) 1月 (訴) / 1月 (訴)

再審査請求 (裁判で決定した処分時) 60日 (訴) / 60日 (訴)

訴訟

014

0 不服申立手続 (他編) 015

Sep. 2015 No.420 | 法学教室 | 39